

令和7年（2025年）9月29日

児童扶養手当の受給相談における誤りについて

児童扶養手当受給の相談において、受給資格要件を誤って伝えたため、児童扶養手当の受給ができなくなるという事案が発生しました。

関係者の皆様には深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

1 事案概要

諸事情により親に代わって児童を養育することとなった親族 A 氏が、児童扶養手当等の受給相談で来課され、「児童との養子縁組を検討している。児童の祖父母、もしくは養育している親族 A 氏のどちらと養子縁組をしても、親族 A 氏は児童扶養手当を受給できるか。」という主旨の相談があった。この相談に対し、本来であれば「祖父母と養子縁組をした場合、児童には両親が存在することとなり、親族 A 氏は児童扶養手当を受給できない。」と回答すべきところ、当課職員は、「どちらと養子縁組をしても親族 A 氏は児童扶養手当を受給できる。」と誤った回答をしてしまった。その結果、親族は祖父母との養子縁組を選択し、戸籍上、祖父母が実父母と同じ扱いとなったことで、児童扶養手当の支給要件を満たさなくなり、親族 A 氏は受給できなくなったものの。

2 児童扶養手当の制度概要

父母の離婚等の理由で父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

手当を受ける資格がある者は、日本国内に住所を有する次の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 対象児童※を監護している母
- ② 対象児童※を監護し、かつこれと生計を同じくしている父
- ③ 対象児童※を養育している者（養育者）

※ 対象児童の要件など、詳しくは、別紙リーフレット「児童扶養手当とは？」を参照

3 対応の経緯

令和7年2月28日

児童を養育し始めた親族 A 氏と、児童の祖母が、児童手当などの手続きのために来所された。相談のなかで、親族 A 氏が児童扶養手当を受給したいが、児童の養子縁組を検討しており、児童の祖父母、もしくは養育している親族 A 氏のどちらと養子縁組をしても手当を受給できるか、とのお尋ねがあった。

児童扶養手当担当者は、担当者間で相談した結果、親族 A 氏が養育しているという実態が上記の要件③に該当することから、「祖父母と養子縁組をしても親族 A 氏の受給には影響がない。」と回答した。

令和7年3月3日

親族 A 氏と、児童の祖母が再び来所され、区民課にて、祖父母との養子縁組を届け出られた。

令和7年3月28日

祖母から、児童扶養手当申請手続きの件で電話問い合わせがあり、担当者は、対応する中で、祖父母と養子縁組をしたことで、戸籍上の両親が揃うことになる気づいた。

事業主管課（以下、主務課という）であることも支援課に確認したところ、児童扶養手当の認

定は難しいとの認識であったが、祖父母と養子縁組したことで両親が存在するものの、児童の養育・監護を親族 A 氏が担っている実情を鑑み、支給認定の可否について県に照会をかけ、県から国にも照会を依頼された。

令和 7 年 4 月 22 日

国の見解を踏まえた熊本県こども家庭福祉課からの回答でも、認定はできないとの回答であったため、改めて親族に謝罪を行った。親族からは、謝罪で済まされる問題ではないとのご意見を頂いた。

4 判明後の対応

- ・今後の対応として親族のご意向を確認したところ、祖父母との縁組解消を行い、完了後に児童扶養手当の申請を行うこととなった。
- ・本市の対応誤りに起因してご親族にご迷惑をおかけしたことを重く受け止め、児童を養育する親族 A 氏に対して、案内誤りがなければ本来受給できた児童扶養手当相当分について、市として賠償するという事で相手方から了承を得、損害賠償の手続が完了した。

5 原因究明

- (1) 担当者は、当該業務を担当して 1 年目であり、初めて対応する相談内容だったにも関わらず、制度上の要件を正確に確認せず、「受給資格要件の③児童を養育している者に該当しており、親族 A 氏の養育の実情を総合的に判断して支給可能」と誤認した。誤認の原因としては、担当者間で口頭にて情報を共有するにとどまり、組織内での情報の整理や可視化ができでいなかった。
- (2) 上司や主務課に判断の妥当性について相談・確認するという、組織管理体制が不足していた結果、事務処理ミス在未然に防止する機能が働いていなかった。
- (3) 児童扶養手当制度は、戸籍など多岐にわたる高度な知識を必要とするにも関わらず、計画的かつ実践的な研修が十分ではなかった。

6 再発防止策

- (1) 「相談対応票」を作成し、複雑な内容の問合せや相談内容、判断根拠・回答内容案等を記録し可視化する。記録後は速やかに班長以上のラインへ共有し、事務処理ミスの未然防止に繋げる。
- (2) 制度主務課において、5 区が疑義事例に対する国や県の見解を容易に確認できる仕組みを整えることで、複雑な事例や制度に関する疑義について、速やかに情報共有し事務処理ミスを防止する。
- (3) 制度理解のための研修に加え、養子縁組などの複雑なケースを交えた研修を主務課とともに実施する。

(連絡先)

熊本市役所 西区役所保健こども課

電話：096-329-6838

課長：木櫛 聖子（きぐし せいこ）

児童扶養手当とは？



1) 児童扶養手当制度の目的

児童扶養手当制度は、父母の離婚等の理由で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2) 児童扶養手当制度のしくみ

●支給対象

手当を受けられる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月までの間(児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満)にある児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父・母又は父に代わってその児童を養育している方です。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む。)を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母に重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)がある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出生した児童
- ⑨ ①～⑧に当たるか明らかでない児童

●支払時期

原則として、奇数月の11日(11日が土日・祝祭日の場合は、その前の金融機関営業日)に前2か月分の手当が口座振込によって支払われます。

＜令和7年度(2025年度)の支払日＞

3月分・4月分	⇒	5月9日
5月分・6月分	⇒	7月11日
7月分・8月分	⇒	9月11日
9月分・10月分	⇒	11月11日
11月分・12月分	⇒	1月9日
1月分・2月分	⇒	3月11日

全部支給停止の方には「手当の支払い」と「児童扶養手当証書の交付」はありません。

●所得制限限度額

扶養親族数	本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
所得額	所得額	所得額	所得額
0	69万円	208万円	236万円
1	107万円	246万円	274万円
2	145万円	284万円	312万円
3	183万円	322万円	350万円

※ 扶養親族数が4人以上の場合の限度額は、1人につき38万円加算した額

※ 扶養義務者とは、同居の直系親族(父母、祖父母、子等)・兄弟姉妹

●控除

		本人	配偶者・扶養義務者
限度額加算	老人扶養控除	10万円	6万円(2人以上の場合)
	特定扶養控除	15万円	
	同一生計配偶者(※1)	10万円	
所得控除	障害者控除	27万円	
	特別障害者控除	40万円	
	寡婦控除		27万円
	ひとり親控除		35万円
	勤労学生控除	27万円	
	雑損控除	相当額	
	医療費控除	相当額	
	小規模企業共済等掛金控除	相当額	
	社会保険料控除	8万円	
	長期及び短期譲渡所得特別控除	相当額	

※1 … 70歳以上の方に限ります。

●支給額

手当の支給額は、受給資格者本人の児童扶養手当上の所得(1～10月分は前々年、11～12月分は前年の所得)によって決定されます。

児童扶養手当上の所得とは、勤労等による控除後所得に、受給資格者が母又は父である場合、前年中に児童の父又は母から受け取った養育費等の合計の8割(1円未満四捨五入)の額を加算した金額になります。

※令和7年(2025年)4月から下記の金額に変更になります。

	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目	11,030円	11,020円～5,520円
児童3人目以降	11,030円	11,020円～5,520円

支給額は所得に応じて決まります。(上図参照)
ただし、本人の所得が一部支給の限度額以上の場合や、扶養義務者等の所得が限度額以上の場合には「全部支給停止」となります。

＜計算例＞

対象児童3人、扶養親族3人、児童扶養手当法上の所得200万円の場合の1か月分の支給額

○児童1人目
 $(200万 - 183万) \times 0.0256619 \div 4,360 \text{ 円}$
(全部支給の限度額) (10円未満四捨五入)

$46,680 - 4,360 = 42,320 \text{ 円}$

○児童2人目
 $(200万 - 183万) \times 0.0039568 \div 670 \text{ 円}$
(全部支給の限度額) (10円未満四捨五入)

$11,020 - 670 = 10,350 \text{ 円}$

○児童3人目
 $(200万 - 183万) \times 0.0039568 \div 670 \text{ 円}$
(全部支給の限度額) (10円未満四捨五入)

$11,020 - 670 = 10,350 \text{ 円}$

○1か月分の支給額
 $42,320 \text{ 円} + 10,350 \text{ 円} + 10,350 \text{ 円} = 63,020 \text{ 円}$

なお、母又は父に対する手当は、「支給開始月の初日から起算して5年」と「支給要件に該当した日の属する日の初日から起算して7年」のいずれか早い日の属する月から、政令で定めるところにより、一部減額されます。

ただし、就業をしている等、自立を図るための活動をしている方は、必要な書類を提出していただくことによって、一部減額はされません。**該当する方には書類を送付しますので、期限内に必ずご提出ください。**

必要な手続きは？

1) 現況届について

児童扶養手当の受給資格者(所得制限で全部支給停止の方も含まれます。)は、毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出しなければなりません。この現況届は、児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認及び11月分からの手当の支給額を決定するため大切なものです。

なお、定められた期間内に提出がない場合は、11月分以降の手当が支給されなくなります。

2) 資格喪失届・額改定届について

次のような場合には、受給資格がなくなったり、手当の支給額が減額されますので、「資格喪失届」又は「額改定届」を速やかに提出してください。受給資格がなくなったにもかかわらず届の提出が遅れたり、提出がなかった場合で、資格がなくなったり、減額理由の発生した月の翌月分以降の手当を受給された場合は、その全額を返還していただくことになります。

●受給資格者

- ① 婚姻したとき
- ② 婚姻の届出はなくても、事実上婚姻関係(異性と同居、あるいは同居がなくても頻繁に定期的な訪問・生活費の援助がある等)となったとき
- ③ 日本国内に住所を有しなくなったとき
- ④ 対象児童を監護又は養育しなくなったとき
- ⑤ 養育者で受給中の方で、対象児童と別居したり、対象児童の父又は母に監護されるようになったとき

●対象児童

- ① 父又は母と生計が同一となったとき
- ② 児童福祉施設等に入所したり、里親に委託されたとき

●その他

- ① 遺棄している児童の父又は母から、連絡・訪問・送金等があったとき

④

- ② 刑務所等に拘禁中である児童の父又は母が出所したとき(仮出所を含みます。)
- ③ 受給資格者又は対象児童が死亡したとき

3) 変更の届出等について

次のような変更等があった場合は、速やかに窓口へ届け出てください。届の提出が遅れたり、提出がなかった場合は、支給要件等の確認ができませんので、手当の支払を差止める場合があります。

- ① 市内間で転居、もしくは市外へ転出をしたとき(住民票の異動届とは別に届が必要です。)
ただし、転居と同時に婚姻や異性と同居する場合は、資格喪失届の提出が必要です。
- ② 支払金融機関を変更するとき
新しい通帳、免許証やパスポート等の身分証明証をご持参ください。(公的給付支給等口座の利用をご希望の場合は通帳は必要ありません。)
- ③ 進学等やむを得ない事情により、児童と別居する場合
- ④ 受給者の氏名が変わるとき
(児童の姓の変更については、8月の現況届の書き換えで可。)
- ⑤ 扶養する児童の人数に変化があったとき
- ⑥ 親族と同居、または別居するようになったとき
- ⑦ 証書を紛失・破損したとき
- ⑧ 受給資格者・扶養義務者の所得の変更をしたとき
- ⑨ 公的年金等の受給を始めたときや、受給状況に変更があったとき

※各種届出の際には、児童扶養手当証書も持参してください。

この他にも、届出が必要な場合がありますので、生活上の変化があった場合はお問い合わせください

注意事項

- ① 手当の支給を受ける権利は、譲り渡したり、担保に入れたりすることはできません。また、差し押さえられることもあります。
- ② 児童扶養手当の受給及び各種請求又は届出等において、偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役、又は30万円以下の罰金に処せられます。
- ③ 児童扶養手当に関するご不明な点は、窓口もしくはお電話でお問い合わせください。なお、受給資格者個人の情報に関するお問い合わせについては、受給資格者本人にしかお答えすることができませんのでご注意ください。

⑤

児童扶養手当の認定を受けた方へ

所得制限で全部支給停止になっている方も必ずお読みください。

お問い合わせ先 及び 受付窓口

- 中央区役所(保健こども課) TEL096-328-2421
〒860-8618 中央区手取本町1-1
- 東区役所(保健こども課) TEL096-367-9130
〒862-8555 東区東本町16-30
・ 託麻総合出張所 TEL096-380-3111
〒861-8038 東区長嶺東7丁目11-15
- 西区役所(保健こども課) TEL096-329-6838
〒861-5292 西区小島2丁目7-1
・ 河内総合出張所 TEL096-276-1111
〒861-5347 西区河内町船津2069-5
- 南区役所(保健こども課) TEL096-357-4135
〒861-4189 南区富合町清藤405-3
・ 幸田総合出張所 TEL096-378-0172
〒861-4108 南区幸田2丁目4-1
・ 天明総合出張所 TEL096-223-1111
〒861-4125 南区奥古閑町2035
・ 城南総合出張所 TEL0964-28-3114
〒861-4202 南区城南町宮地1050
- 北区役所(保健こども課) TEL096-272-1104
〒861-0195 北区植木町岩野238-1
・ 清水総合出張所 TEL096-343-9161
〒861-8066 北区清水亀井町14-7
・ 龍田総合出張所 TEL096-338-2231
〒861-8007 北区龍田弓削1丁目1-10